

令和8年 第6回

福岡市中央区選挙管理委員会

令和8年3月2日

○議 題

議案第29号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第30号 在外選挙人名簿から抹消する者について

議案第31号 選挙人名簿に登録する者について（3月定時登録）

○次回開催日 令和8年4月20日（月） 10：00～ 区長応接室

○次々回開催日 令和8年5月20日（水） 10：00～ 区長応接室

議案第29号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和8年3月2日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 444人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 26人 |
| | 国籍喪失者 | 0人 |
| | 市外転出者 | 418人 |
| | 登録移転者 | 0人 |
| | 誤載者 | 0人 |
| | 一般誤載者 | 0人 |
| | 重複登録者 | 0人 |
| | 住民票職権消除者 | 0人 |
| | 判決の確定による者 | 0人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和8年3月2日 |

(根拠)

議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとすとき。

四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

参考

1. 抹消基準日 令和8年3月2日

2. 抹消者の内訳

単位：人

区分	死亡者	転出者	登録 移転者	誤載者	計
男	14	213	0	0	227
女	12	205	0	0	217
計	26	418	0	0	444

議案第30号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和8年3月2日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 1人 |
| | 内訳 国内転入者 | 1人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和8年3月2日 |

(根拠)

議決及び告示 公職選挙法第30条の11の規定による。

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

第三十条の十一 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかつたことを知ったとき。

議案第31号

選挙人名簿に登録する者について(3月定時登録)

令和8年3月2日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和8年3月2日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

- 1 登録する者の数 802人
- 2 登録する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 登録年月日 令和8年3月2日

登録者の内訳

単位：人

男性	女性	計
401	401	802

(根拠) 公職選挙法第22条第1項の規定による。

(登録)

第二十二条 市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該登録月の一日に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日から七日までの間に選挙の期日がある選挙を行う場合その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を変更することができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿に登録しなければならない。

選挙人名簿登録者数調（令和8年3月登録日現在）

区分		男女別	男	女	計
令和8年1月26日現在 選挙人名簿登録者数 (a)			74,721	96,193	170,914
上記の登録に係る 補正登録者数 (b)			0	0	0
令和8年2月9日及び2月14日の選 挙時登録者数（※追加登録者数の み）(c)			0	0	0
選挙時登録(c)に係る 補正登録者数 (d)			0	0	0
(a)以後の 抹消者数 (e)	(イ) 死亡のため		49	47	96
	(ロ) 転出後4箇月を経過 したため		461	398	859
	(ハ) 在外名簿への登録 移転のため		0	0	0
	※(c)以後 ではない (ニ) 誤載のため	(0)	0	0	0
	計(イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)-()		510	445	955
(a)以後の移し替えによる 増加数(指定都市の区) (f)			149	212	361
(a)以後の移し替えによる 減少数(指定都市の区) (g)			218	244	462
今回(令和8年3月登録日) 追加登録者数 (h)			401	401	802
今回定時登録日現在における 名簿登録者数 (i) (a+b+c+d+f) - (e+g) + (h)			74,543	96,117	170,660
備 考					

※ 縦計、横計が合わない場合は、セルの色が赤く変わります。

在外選挙人名簿登録者数調（令和8年3月登録日現在）

指定在外選挙
投票区名

大名

投票区

区分		男女別	男	女	計
令和8年1月26日現在 在外選挙人名簿登録者数 (a)			54	101	155
(a)以後の抹消者数 (b)			0	1	1
(a)以後の追加登録者数 (c)			0	0	0
今回定時登録日現在における 在外選挙人名簿登録者数 (d) (a) - (b) + (c)			54	100	154
備 考					

※ 縦計、横計が合わない場合は、セルの色が赤く変わります。

投票区別選挙人名簿登録者数報告書

福岡市中央区

番号	投票区名	名簿登録者数		
		男	女	計
1	春吉第一	3,909	4,458	8,367
2	春吉第二	2,754	3,387	6,141
3	警固第一	3,319	4,911	8,230
4	警固第二	3,093	4,062	7,155
5	大名	1,254	1,614	2,868
6	赤坂	3,948	5,149	9,097
7	舞鶴	3,901	4,524	8,425
8	箕子第一	3,784	4,550	8,334
9	箕子第二	1,669	2,293	3,962
10	当仁第一	3,686	4,830	8,516
11	当仁第二	2,196	2,870	5,066
12	南当仁第一	2,971	3,648	6,619
13	南当仁第二	2,817	3,312	6,129
14	南当仁第三	1,791	2,201	3,992
15	高宮	4,716	6,644	11,360
16	一本木	3,423	4,981	8,404
17	平尾	2,823	3,566	6,389
18	草ヶ江	3,060	4,174	7,234
19	小笹	1,813	2,270	4,083
20	梅光園	1,501	1,988	3,489
21	福浜	1,551	2,324	3,875
22	小笹南	3,912	4,600	8,512
23	笹丘	3,230	3,855	7,085
24	薬院	4,330	5,965	10,295
25	六本松	3,092	3,941	7,033
	合計	74,543	96,117	170,660

定時登録時の名簿登録者数の推移（投票区毎）

番号	投票区名	7年3月 (A)	7年6月	7年9月	7年12月	8年3月 (B)	1年間の 増減数 (B-A)
1	春吉第一	8,403	8,371	8,480	8,429	8,367	▲ 36
2	春吉第二	6,207	6,181	6,173	6,154	6,141	▲ 66
3	警固第一	8,224	8,240	8,250	8,226	8,230	6
4	警固第二	7,207	7,163	7,204	7,166	7,155	▲ 52
5	大名	2,900	2,894	2,894	2,885	2,868	▲ 32
6	赤坂	9,084	9,100	9,092	9,102	9,097	13
7	舞鶴	8,406	8,390	8,454	8,427	8,425	19
8	箕子第一	8,311	8,289	8,359	8,355	8,334	23
9	箕子第二	3,898	3,915	3,950	3,958	3,962	64
10	当仁第一	8,547	8,541	8,560	8,574	8,516	▲ 31
11	当仁第二	5,102	5,083	5,133	5,105	5,066	▲ 36
12	南当仁第一	6,607	6,625	6,642	6,652	6,619	12
13	南当仁第二	6,092	6,083	6,127	6,118	6,129	37
14	南当仁第三	3,959	3,938	3,994	3,997	3,992	33
15	高宮	11,358	11,297	11,414	11,389	11,360	2
16	一本木	8,397	8,352	8,426	8,451	8,404	7
17	平尾	6,442	6,403	6,400	6,367	6,389	▲ 53
18	草ヶ江	7,220	7,256	7,235	7,257	7,234	14
19	小笹	3,815	3,934	3,932	3,946	4,083	268
20	梅光園	3,480	3,499	3,502	3,483	3,489	9
21	福浜	3,980	3,937	3,907	3,887	3,875	▲ 105
22	小笹南	8,566	8,551	8,714	8,609	8,512	▲ 54
23	笹丘	6,978	7,032	7,068	7,081	7,085	107
24	薬院	10,289	10,308	10,289	10,313	10,295	6
25	六本松	6,994	6,982	7,004	7,026	7,033	39
	合計	170,466	170,364	171,203	170,957	170,660	194